

令和5年度第1回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和5年4月17日（月）午後1時30分

場所：Mウィング6階ホール

1 開会

2 あいさつ

3 諮問

4 議事

(1) 諮問事項

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

(2) 報告事項

誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の策定について

5 その他

6 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
1	青木 厚	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会副会長
2	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
3	海野 暁光	認定こども園深志園長	児童福祉専門分科会	
4	大下 京子	一般社団法人ぴあねっと理事兼 ぴあねっと社会参画室室長	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長
5	太田 正道	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会会長
6	岡野 尚子	認定こども園聖十字幼稚園園長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会副会長
7	片桐 政勝	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
8	唐沢 保之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	
9	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会代表	障害者福祉専門分科会	
10	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
11	小林 弘明	社会福祉法人松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
12	澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
13	尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会会長
14	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
15	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
16	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
17	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
18	三村 仁志	長野県社会福祉士会 元会長	地域福祉専門分科会	
19	向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
20	山本 侑一郎	特定非営利活動法人ワーカーズコープ松本事業所所長	児童福祉専門分科会	

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

1 趣旨

介護保険法の規定に基づき、3年を1期として策定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法の規定に基づく「高齢者福祉計画」について、令和5年度で計画期間満了となる第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第8期計画」という。）の次期計画、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第9期計画」という。）を策定するものです。

2 介護保険法における事業計画

市が定める事業計画については、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定されています。主な内容は、次のとおりです。

- (1) 事業計画において定めなければならないもの及び定めるように努めるもの
- (2) 市の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- (3) 老人福祉法第20条の8第1項に規定する市老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- (4) 地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画その他の計画であって、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- (5) 介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 経過

介護保険制度は、平成12年度から創設され、現在では高齢者の生活を支えるしくみとして定着しています。これまでの計画における実績は、次のとおりです。

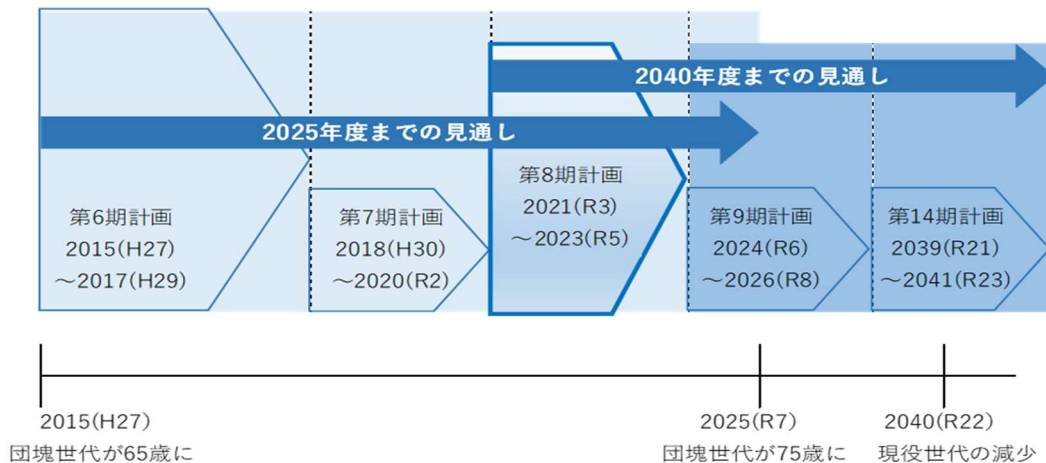
	1号被保数(人)	認定者数(人)	認定率	介護給付費(千円)	保険料(円/月)
第1期 H12 ~ H14	48,413	6,296	13.0%	7,247,777	2,407
第2期 H15 ~ H17	51,089	8,824	17.3%	10,526,771	3,250
第3期 H18 ~ H20	54,920	9,656	17.6%	13,522,544	4,590
第4期 H21 ~ H23	57,684	10,641	18.4%	16,331,526	4,540
第5期 H24 ~ H26	62,069	11,874	19.1%	18,580,859	5,439
第6期 H27 ~ H29	65,547	12,143	18.5%	19,494,884	5,694
第7期 H30 ~ R2	66,740	12,700	19.0%	20,071,398	5,890
第8期 R3 ~ R5	67,401	13,328	19.8%	21,809,030	5,890

※ 被保数、認定者数、給付費は、各計画期間の中間年3月末実績（8期は、計画値）

4 第8期計画について

(1) 計画の概要

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした第8期計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、第6期計画で定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、第6期及び第7期計画の取組みを更に推進していく計画として位置付けられました。



(2) 基本理念

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、さらに、地域でつながるすべての関係者が「お互いさま」の精神で支えあう地域福祉づくりを進めます。そして、松本市に暮らしてよかったと誰もが実感できる「一人ひとりが自分らしく生き、支えあうまち」を目指します。

(3) 基本目標

ア 高齢者がいきいきと暮らせるために

共に暮らし、共に助け合い、一人ひとりが輝けるまちづくりを進めます。

イ 高齢者が安心して暮らせるために

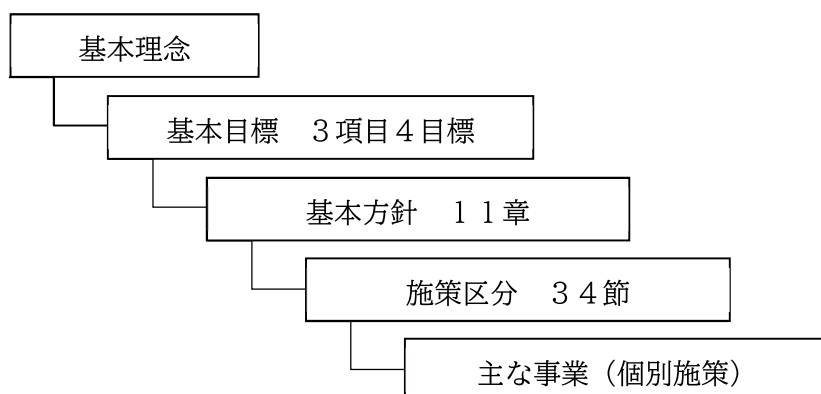
(ア) 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。

(イ) 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。

ウ サービスを円滑に提供するために

2040年を見据え、安心して介護できる環境づくりを進めます。

(4) 施策の体系



5 第9期計画の概要

(1) 計画の基本的な考え方

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えます。また、全国的に見ると、65歳以上人口は、2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は、2055年（令和37年）まで、要介護認定率や介護給付が急増する85歳以上人口は、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、7月頃に第9期計画を策定するための国の基本指針が示されます。現在、社会保障審議会介護保険部会などにおいて、「介護サービス基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」及び「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」といった課題を中心に審議されています。

(2) 本市の考え方

第9期計画は、今後更に進展が予測される超少子高齢社会に対応するため、現計画で進めている取組みを充実・強化し、「地域包括ケアシステム」構築を更に前進させるとともに、共生社会の実現に向けた体制づくり目指し、松本市第11次基本計画をはじめ、関連する諸計画と整合がとれた計画とします。

(3) 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

6 策定のスケジュール（予定）

R5.	4	社会福祉審議会 ・諮問
	5～9	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・諮問内容の説明、協議 ・計画（案）・保険料（案）の報告 ・答申案協議
	10	社会福祉審議会 ・答申
	11	市議会へ、計画（案）及び保険料（案）の協議
	12	パブリックコメントの実施
R6.	1	市議会へ、パブリックコメント報告、計画（案）及び保険料(案)の報告
	2	保険料議案提出
	3	第9期計画策定

社会福祉審議会資料
5. 4. 17
福祉政策課

(報告事項)

誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の策定について

1 趣旨

誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（松本市における重層的支援体制整備事業）の実施に当たり、社会福祉法の規定に基づく実施計画を策定しましたので、その内容について報告するものです。

2 経過

- R 2. 6 国が社会福祉法を一部改正し、重層的支援体制整備事業を創設
- 4. 5 松本市社会福祉審議会へ「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」諮問
- 5. 2 松本市社会福祉審議会から「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」答申

3 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は、包括的な支援体制の構築を目指す第4期松本市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）に包含される事業実施計画として位置付け、次期、松本市地域福祉計画策定の際には、両計画を一体的に策定するものとします。

(2) 計画期間

令和5年度から令和7年度（第4期松本市地域福祉計画の終期）まで

(3) 計画の概要

別紙のとおり

4 計画

別冊のとおり

誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画【概要版】

令和5年度から誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うため、事業の実施計画を策定するものです。

1 背景

8050問題やヤングケアラーなど生活上の課題が複雑化し、支援の手が行き届かないまま孤立を深め生活が破綻するケースが発生し、更には、こうした課題を放置することで、社会的コストの増加や地域活力の低下も懸念されています。

このような背景から、本市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るものです。

2 計画の位置付け

本計画は、包括的な支援体制の構築を目指す第4期松本市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）に包含される事業実施計画として位置付けます。

3 計画期間

令和5年度から令和7年度（第4期松本市地域福祉計画の終期）まで

4 事業の実施内容

(1) 地域包括ケアシステムの仕組みを活用

高齢者分野で培った医療、介護、住まい等在宅生活を可能にする包括的支援体制の仕組みを活用します。

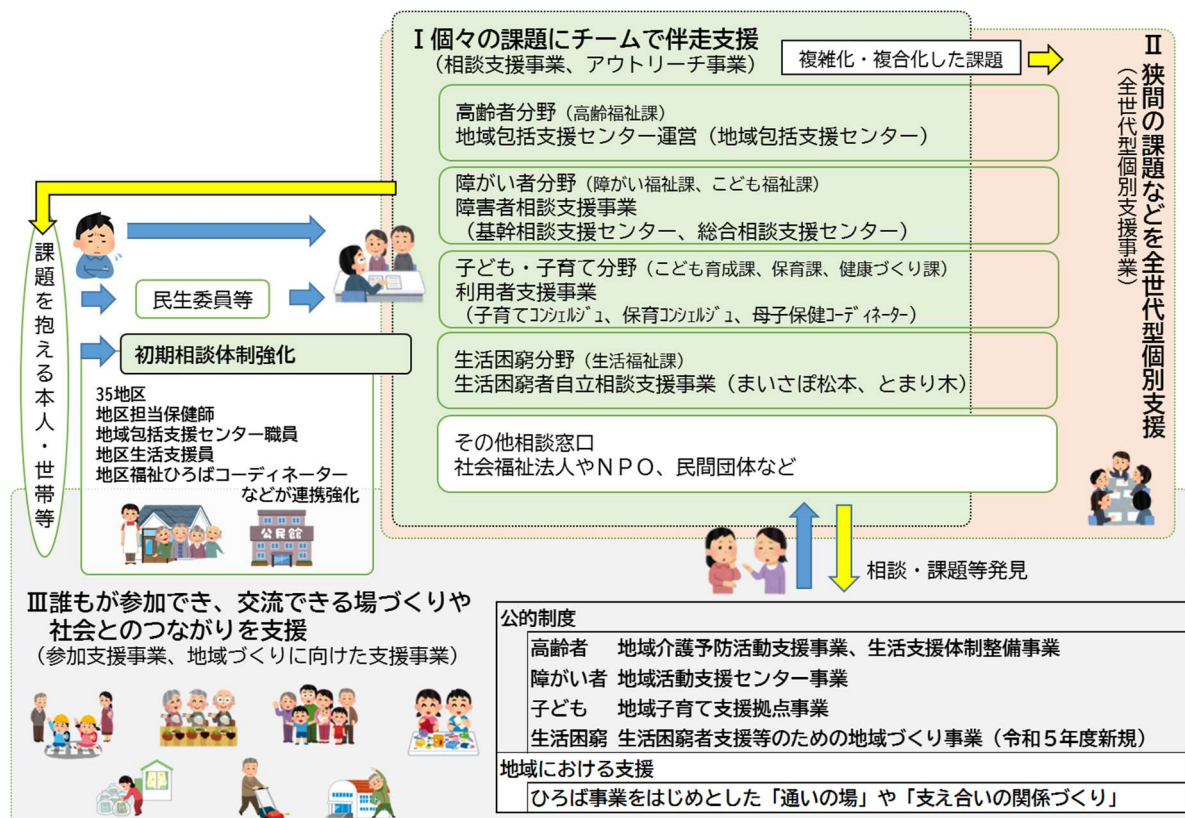
(2) 3つの支援を一体的に実施

それぞれの支援が相互に重なり合いながら、組織全体がチームとして本人及びその世帯に寄り添った伴走支援を実施するため、次の3つの支援を一体的に実施します。

I 個々の課題にチームで伴走支援

II 狭間の課題などを全世代型個別支援

III 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援



5 各支援の概要

I 個々の課題にチームで伴走支援 ・相談支援事業 ・アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none">○ 健康福祉分野の地区担当職員が連携し、35地区を単位とした初期相談体制を強化します。○ 相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止めます。○ 必要な支援が届いていない人に対し、寄り添いながらつながり続ける支援を行います。
II 狭間の課題などを全世代型個別支援 ・全世代型個別支援事業（多機関協働事業）	<ul style="list-style-type: none">○ 既存分野で対応困難な課題の解きほぐし、支援機関の役割分担、方向性整理など、包括的な支援体制構築の中核を担います。○ 個別支援プランの作成、支援状況の検証や支援終結の判断、社会資源の充足状況等の検討を行います。○ 潜在的な相談者の支援に向け、情報共有や支援方策の検討を行います。
III 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援 ・参加支援事業 ・地域づくりに向けた支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 公的分野における制度の活用や調整を行います。○ 狭間のニーズに対し、公的支援と地域における支援を効果的に組み合わせて対応します。○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり、人と人がつながり支え合う関係づくりを支援します。

6 計画期間中の主な取組み

(1) 支援体制の強化

全体研修、ブロック別研修会等を積極的に行い、分野横断的な支援に向けた意識の醸成及び各分野における人材の育成を図り、支援体制を強化します。

(2) 支援が必要な対象者の実態把握

既存分野の相談支援窓口等で調整や対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態を把握し、リスト化します。

(3) 支援会議の設置

各分野のエキスパートによって構成する伴走型支援会議（重層的支援会議）及び全世代型個別支援会議（支援会議）を設置します。

7 計画期間中の主な検討事項

(1) 適切な事業の実施体制

個別の支援状況把握などを通じて、特定の部署又は関係機関に負担が集中しないよう調整し、適切な事業の実施体制等について検討します。

(2) 社会資源の開発

社会資源の充足状況等を把握し、地域の企業や商店、農家等を活用した中間就労の場や多世代型・共生型のサロン、地域食堂、コミュニティカフェなど交流の場、住居確保支援の強化など社会資源の開発について検討します。

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項

(4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

を

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

令和5年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	加藤 琢江	
	福祉政策課長	大月 強	
	障がい福祉課長	西村 恵美	
	高齢福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子	
こども部	こども部長	百瀬 由将	
	こども育成課長	塚田 喜代志	
	こども福祉課長	二木 玲子	
	保育課長	原 正幸	